

問い合わせ先
令和7年3月5日

担当課 商工労働総務課
担 当 藤原
内 線 3310
電 話 082-513-3310

伊方原発3号機運転差止訴訟に対する
広島地裁判決についての知事コメント

- 原子力発電を含むエネルギー政策については、国の責任において、安全確保を最優先に、国民生活や経済活動に支障なく安定的に供給がなされることが大前提であると考えている。

- 伊方原発3号機については、愛媛県や伊方町など立地自治体の同意を得て、新規制基準に基づき、原子力規制委員会の安全審査に合格し、再稼働したものと認識しており、国と電力事業者には、引き続き、安全対策に取り組んでいただきたいと考えている。